

「かがやけ！多摩市子ども・子育て・わくわくプラン」の総括について

基本方針1 幼児期の教育・保育の充実

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>現計画における 取組み内容</p> | <p>少子高齢化の進行や核家族化の進展等を踏まえ、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。このような状況に対応するために、認定こども園、幼稚園、保育所の教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育、家庭的保育や事業所内保育など、様々な保育環境を整備し、質の確保を基本に量的拡大を図ります。また、延長保育や特別に配慮が必要な児童への支援を充実させるために、職員の加配も行います。</p> |
| <p>基本方針全体 の取組み状況</p> | <p>平成27年度以降、小規模保育所や事業所内保育所等の地域型保育施設を開設するとともに、幼稚園の認定こども園化を進め、ほぼ全園で延長保育及び預かり保育を実施し、多様なニーズに対応した保育の量的拡大を図ってきました。計画に沿って、保育の量的拡大を行っているものの、年齢や地域ごとの需要と供給に乖離が起きていることもあり、平成30年度の4月時点の待機児童数が83名となり、本計画の目標である「平成29年度までに待機児童を解消する」ことはできませんでした。保育需要に対応していくために、質の確保を基本とした量的拡大を行うとともに、全国的な課題である保育士不足への対応が必要となってきています。</p> |

基本方針2 地域における子育て支援

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>現計画における 取組み内容</p> | <p>認定こども園、幼稚園、保育所等の施設のみならず、すべての子ども・子育て家庭を支援するために、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり事業（リフレッシュ一時保育事業）」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点事業」や「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」など、地域の様々な子育て支援の充実を図ります。</p> |
| <p>基本方針全体 の取組み状況</p> | <p>幼稚園の預かり保育や子育て総合センターのリフレッシュ一時保育事業など、保育所以外での預かりも充実させ、すべての家庭における子育て支援を行ってきました。また、地域子育て支援拠点の整備については、目標9箇所のうち8箇所整備を完了（平成31年4月時点）するとともに、合わせて利用者支援事業を実施し、身近なところで子育て相談ができる環境も整えてきました。児童の放課後の居場所づくりや青少年の健全育成については、学童クラブの新規整備や放課後子ども教室の活動回数を増やす等一定の成果を上げています。地域で行っている子育て支援事業などの情報を市民に広く周知するために、「多摩市子ども・子育てサービスガイド」をカラー版にして手にとり、見やすくするとともに、子育てアプリを開始することで、市民が手軽に子育て支援の情報を入手できる環境を整えました。今後は、子どもショートステイ事業や青少年健全育成事業において事業の担い手となっている地域の人材が、高齢化や登録者の減少などにより不足していることから、担い手の発掘と育成が必要となっています。</p> |

基本方針3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>現計画における 取組み内容</p> | <p>子どもの健やかな心身の発育は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細やかな支援によって達成されます。また、子育てをめぐる地域や家庭の状況が大きく変化中、妊娠・出産・育児に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産・育児できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連機関や関係団体と連携して推進します。</p> |
| <p>基本方針全体 の取組み状況</p> | <p>妊娠期からの切れ目のない支援の一環として、母子健康手帳交付時の妊婦面接を行う「ゆりかごTAMA」を平成28年度より開始し、支援を必要とする家庭へのアプローチを早期に行うとともに、その後の訪問や相談事業につなげる環境を整備しました。また、各地区の担当保健師が、地域子育て支援拠点、児童館、保育所、幼稚園等との連携を深め、妊産婦や子どもの成長を見守り、親子を孤立させない地域づくりに努め、安心して子育てができる支援体制を確保しました。食育の推進については、各地域で、保育所や児童館での離乳食講習会を開催し、小学校においては、学校給食センターとの連携のもと、栄養教諭や栄養士による食育の出前授業や給食指導を行いました。また、子どもの学びの入り口として、「サツマイモ作り」や「稲作体験」等の体験活動を通じて食に関する指導を実施しました。切れ目のない支援の入り口である妊婦面接率の向上に向けて、母子健康手帳交付場所の1箇所集中化も検討していく必要があります。食育については、子どもの食事作りで役立つ情報の提供について工夫していく必要があります。</p> |

「かがやけ！多摩市子ども・子育て・わくわくプラン」の総括について

基本方針4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>現計画における 取組み内容</p> | <p>未来を担う子どもたちが健康で幸せな生活を送るためには、地球的な視野で身近な暮らしを整え、地域づくりに参加し、様々な人と協働するなど、「持続可能な社会の担い手」として行動することが期待されています。このことから、学校教育分野にとどまらない「2050年の大人づくり」を目標に、子どもを取り巻く機関や地域が協力、連携し、地域全体で子どもの健やかな成長を支える仕組みづくりを進めていきます。なお、「子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」の事項のうち、学校教育過程及び教育内容に関する事項（「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」、「信頼される学校づくり」）については、本計画と同時期に改訂となる「多摩市教育振興プラン」の中に記載します。</p> |
| <p>基本方針全体 の取組み状況</p> | <p>男女共同参画の普及・啓発のための講座や子育てに関する講座、つどいの広場は、貴重な学びの場や地域とのつながりのきっかけとなるなど、一定の成果を上げています。また、講座の実施にあたっては、関係機関や地域との協力・連携のもと行われており、地域全体で子どもの健やかな成長を支える仕組みづくりを着実に進めてきました。小・中学生のSNSやスマートフォンなどの情報機器の適切な利用については、市内共通ルールを定めるとともに、各学校で実施するセーフティ教室等を通じて、学校及び家庭のネットルール作りを推進してきました。講座などの開催にあたっては、一層事業の効果を上げていくために、インターネットなどをさらに活用し、事業の周知を図るとともに、子育て世代を含めた若い世代の参加を促進していくことが求められています。「2050年の大人づくり」については、どのような子どもを地域とともに育てていくのかを学校と保護者、地域が互いに知恵を出し合い、共有し、協働しながら具現化していくことが必要となっています。</p> |

基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>現計画における 取組み内容</p> | <p>子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境等の整備や、防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。安心して子育てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域社会において、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を進めます。</p> |
| <p>基本方針全体 の取組み状況</p> | <p>通学路の路面表示や防護柵の設置等、安心して道路を通行できるよう安全対策に取り組んできました。また、ユニバーサルデザインブロックや視覚障がい者誘導ブロックの設置による道路のバリアフリー化を行うとともに、ベンチの設置を推進するなど、子育て世帯だけでなく、すべての人にやさしい道路環境の整備を行ってきました。今後は、住民ニーズを把握しながら、老朽化しているインフラの再整備に取り組んでいく必要があります。また、住環境の整備やおむつ替え・授乳スペース等の設置については、民間事業者の取組みによるところが大きいため、市としては事業の周知や協力要請等を行っていくことが必要です。</p> |

基本方針6 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>現計画における 取組み内容</p> | <p>女性の社会進出が増加するとともに、人々の働き方も多様化しています。事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境の整備を図り、父親と母親が協力して子育てを行い、子育ての楽しさと難しさを両者が共有できるよう、男性も育児に参加しやすい環境づくり及び意識啓発を推進します。</p> |
| <p>基本方針全体 の取組み状況</p> | <p>男性の育児休業取得推進や女性の就業率の向上など、仕事と家庭の両立に対して、社会的に注目が集まっている中、相談や就労に向けたセミナーや説明会、意識の向上を目的とした周知活動、ひとり親家庭への技能取得のための支援など、様々な面からの支援に取り組んできました。子育て世帯が安心して就業するために欠かせない保育サービスや学童クラブについては、定員確保を行い待機児童解消に努めるとともに、保育所以外での預かりも充実してきました。就労支援事業について、今後、実施施設や事業自体の認知度を上げるとともに、対象者ごとに事業を実施するのではなく、関係部署が連携し取り組んでいくことが必要となっています。また、ひとり親家庭に対しては、経済的な自立につながる就労支援が必要となっています。保育サービスや学童クラブについては、将来的な地域や学年によるニーズを精査し、定員の適正化と職員の確保について検討を続けていく必要があります。</p> |

基本方針7 子どもの安全の確保

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>現計画における 取組み内容</p> | <p>子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには、警察をはじめとする関係機関・団体や地域と一体となって協力し、安全体制・防犯体制を整備する必要があります。 地域の実情に即し、子どもの視点に立った交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進するとともに、交通事故や犯罪等の防止に配慮したまちづくりを推進します。</p> |
| <p>基本方針全体 の取組み状況</p> | <p>地域と関係機関等が協力し、子どもが毎日利用する通学路の安全確保や自主的な防犯・登下校時の見守り体制を整備し、地域での見守り活動を継続して行ってきました。また、子ども自身が交通事故に遭わないよう、幼稚園や保育所、児童館、学童クラブ、小中学校での交通安全教室を行うとともに、「多摩市版みまもり・ぼうはんハンドブック」を小学校入学式で新1年生全員に配布し、子ども自身の危機管理能力を高める取り組みを実施してきました。 今後は、保護者や地域の安全への意識を高め、間接的に子どもの安全確保がなされるよう、大人への啓発活動も同時に行っていく必要があります。</p> |

基本方針8 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>現計画における 取組み内容</p> | <p>児童虐待の未然防止、被害児童の保護・支援のため、職員の資質の向上、より迅速・的確な対応、関係課のみならず東京都や関係機関との連携の強化を図ります。 また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど子育ての悩みや経済的な負担感がみられ、子育てに関する情報や支援が必要であり、障がいのある子どもについては、障がいの有無にかかわらず、集団の中で他の子どもたちとともに成長できるような配慮が必要です。 これら特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取組みを推進します。</p> |
| <p>基本方針全体 の取組み状況</p> | <p>児童虐待防止につなげるため、関係機関との連携のもと、支援を必要とする家庭の早期発見を進めるとともに、各地区の担当ワーカーなどがその後の適切なサービスへつなげ、継続して相談、支援を行うことで地域の中で子どもを健やかに育成できる環境整備を図ってきました。 障がいのある子どもへの支援については、学童クラブや保育所の入所に対し職員体制を整えてきました。教育委員会では、「多摩市特別支援教育推進計画」に沿って、特別支援教室や特別支援学級の設置を行うとともに、研修の工夫により障害特性に応じた指導の充実を図ってきました。また、関係機関や就学前機関や義務教育後機関との一貫した支援の体制作りに取り組んできました。また、発達障害への認知が高まり早期発見が進んだことで、相談などの件数が増加していることに対して、福祉部門と教育部門が連携することにより効果的な対応を図ってきました。 関係機関からの相談や虐待対応、養育困難なケース、発達障害に関する相談などが年々増加しており、業務に対応できる体制づくりが急務となっています。また、相談内容が複雑化していることから、今後も各相談員の専門性の強化と連携のあり方について検討し、迅速に対応していくことが必要となっています。</p> |

基本方針9 経済的な支援の推進

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>現計画における 取組み内容</p> | <p>妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は保育、教育・医療等多分野にわたっており、子どもを健やかに育てるための経済的支援が必要とされています。 このような状況を踏まえ、子育て家庭の負担を軽減するために、各種支援を推進します。</p> |
| <p>基本方針全体 の取組み状況</p> | <p>通学路の路面表示や防護柵の設置等、安心して道路を通行できるよう安全対策に取り組んできました。また、ユニバーサルデザインブロックや視覚障がい者誘導ブロックの設置による道路のバリアフリー化を行うとともに、ベンチの設置を推進するなど、子育て世帯だけでなく、すべての人にやさしい道路環境の整備を行ってきました。 今後は、住民ニーズを把握しながら、老朽化しているインフラの再整備に取り組んでいく必要があります。また、住環境の整備やおむつ替え・授乳スペース等の設置については、民間事業者の取組みによるところが大きいため、市としては事業の周知や協力要請等を行っていくことが必要です。</p> |